

▶火の取扱いの状況などを確認する女性消防隊員



## 防火のチェック!

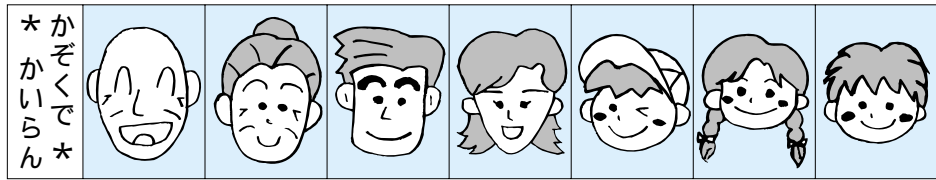
### 長洲分署と女性消防隊が住宅防火診断

3月7日、荒尾消防署長洲分署と長洲町女性消防隊が、春の火災予防週間の一環で、緊急通報装置を設置されている一人暮らしの高齢者宅の住宅防火診断を行いました。

この日は、長洲分署員4名、女性消防隊員4名のみなさんが、東荒神区内の2軒のお宅を訪問し、火の取扱いの状況や、健康状態、消火器についての説明、緊急通報装置の点検などを行いました。

防火診断を受けたお二人は、「心をかけていただいて心強いです。」と話されました。

緊急通報装置は、電話機に取り付け、緊急時に装置にボタンを押すと有明広域行政事務組合消防本部に通報されるシステムです。これは65歳以上もしくは障害者の一人暮らしの方を対象に貸与する福祉制度の一つです。



# 4月1日から

本格実施

# ごみの分別収集が始まります

平成14年4月1日からごみの減量化・リサイクルを目的とした分別収集が始まります。家庭からのごみは9種類に分け、9種類の指定ごみ袋で出してくださいになります。

## ごみ集積場所は？

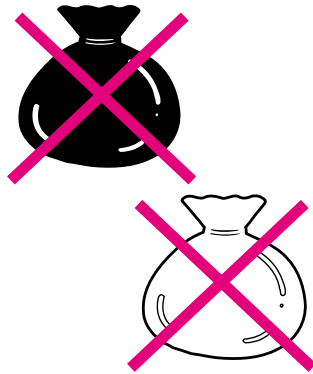
各行政区において、集積場所が決まられています。それぞれ集積場所が決められた時間までに「ごみ」を出してください。

## 決められた時間に 決められた場所へ



ボックスについては、収集が終わったら作業員が所定の場所へ整頓しておきます。

収集日程及び分別品目収集日程及び分別品目については「ごみカレンダー」。



指定ごみ袋以外の「ごみ袋」(黒・青・透明)は収集できません。

指定ごみ袋 燃えるごみ
行政区 氏名

「分別早見表(50音順)」を後日、各世帯へ配布します。「ごみ袋」には「行政区」「氏名」を記入してください。記入しない場合は収集できません。

## 野焼きの禁止!

紙類・プラスチック類等は、燃やさないでください。ただ、家庭で、剪定された後の木くず、草等は少量ずつ燃やされても構いません。



## Q & A

2月1日から3月31日までを「U.M.I.の分別」試行期間として皆さんにご協力いただきました。今回は、その試行期間中に出された質問内容をQ&A方式でお知らせします。

## ごみの分別収集

**Q** 指定袋には行政区と氏名を書く欄がありますが、氏名は名字だけでもいいのですか？

**A** 必ず氏名は名字と名前を書ってください。書いてない場合は、収集できません。

**Q** 指定袋の記入欄は、水性ペンでもいいのですか？

**A** 万が一、書かれたものが消えた場合、収集できませんので、できるだけ消えにくい太字の油性のマジックで記入してください。



**Q** 買いためておいた、指定袋以外のごみ袋は、どのようにすればいいのですか？

**A** 黒・青等のごみ袋は、ごみ袋としては、使用できません。それ以外で使われるか、燃えるごみとして出してください。

**Q** ペットボトルのラベルは外さなければならぬのですか？

**A** 外さなくても構いません。キャップは必ず外してください。

**Q** びんのキャップ部分についているプラスチック部も外すのですか？

**A** 外さなくても構いません。外される場合は、けがに注意してください。

**Q** トレーはどの種類に出すのですか？

**A** 乳白色のもので、割れたり曲がったりしていないものに関しては、スーパー等に買い物に行く際に返却するようにしてください。その他の色のついたトレーや破損しているトレーなどは燃えるごみになります。





**Q** 資源「ごみ」はどのようすればいいのですか？

**A** 各行政区ごとに回収団体をつくってもらっています。その回収団体による回収となりますので、各区で決められた日時の通り出してください。

**Q** 乾電池はどのよう処理をすればいいのですか？

**A** 金属類で出してください。

**Q** 傘はどのように処理をするのですか？

**A** そのまま金属類にだしてください。分解する必要はありません。袋からはみ出でていてもかまいません。

**Q** 新聞紙の折込広告は燃えるごみですか？

**A** 新聞紙と同じ「資源ごみ」となりますので、各行政区で決められた団体の回収日程に合わせて出してください。

わたしたちのまちでリサイクルがはじまります！



◆問い合わせ

住民環境課(内線131)

## し尿汲取手数料の改定について

昭和63年度以来、見直されていなかったし尿汲取手数料が13年ぶりに改定されます。利用者の皆様には、し尿汲取手数料の改定につきまして、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

### ◆ し尿汲取手数料改定の必要性及び理由

1. し尿汲取り利用者は、し尿収集運搬に要する費用の相当部分を負担するのが必要とされています。
2. し尿収集運搬事業は、現在、利用者の皆様から負担いただきし尿汲取手数料と町費(主な財源:町税・地方交付税)で運営されています。
3. し尿収集運搬に要する費用の45%が町費で負担されている状況にあり、その負担は増加傾向にあるため改善を図る必要があります。

### ◆ 今回の改定の特徴

汲取人数による手数料の算定を、利用者の汲取量に応じ算定する従量制に一本化されます。手数料の改定率は、1人当たり平均68.4%(月額347円)の増となっています。

### ◆ 改定の内容

人頭制の廃止

従量制 1戸当たり6円 1人当たり10円

### ◆ 改定の時期

平成14年4月1日以降の汲取分から適用されます。



◆問い合わせ 住民環境課(内線131)

# 下水道使用料改定のお知らせ

下水道使用料が、平成14年4月以降のご使用分から次の使用料表のとおり改定となります。  
5月実施の検針をもとに計算し、6月分としてお支払いいただく使用料から適用されます。

## 下水道使用料表（消費税抜き）

平成14年4月1日改定分

種 目	基本使用料		超過使用料（1 m <sup>3</sup> につき）	
	汚水量	使用料	汚水量	使用料
一般汚水	6 m <sup>3</sup> まで	1,100円	10 m <sup>3</sup> を超え、30 m <sup>3</sup> までの部分	140円
			30 m <sup>3</sup> を超え、50 m <sup>3</sup> までの部分	160円
	6 m <sup>3</sup> を超え、10 m <sup>3</sup> までの部分	1,200円	50 m <sup>3</sup> を超え、100 m <sup>3</sup> までの部分	180円
			100 m <sup>3</sup> を超える部分	200円

## 例）（1ヵ月当り）

今まで0～10 m<sup>3</sup>までだった基本使用料が、2段階に分けられ一人暮らしの方など使用量の少ない世帯に配慮しています。

0～6 m<sup>3</sup>までが 1,100円  
7～10 m<sup>3</sup>が 1,200円

10 m<sup>3</sup>以上の使用については

基本使用料1,200円 + (超えた分の使用量 × 単価140円 / m<sup>3</sup>)

30 m<sup>3</sup>以上の使用については

30 m<sup>3</sup>までの使用料4,000円 + (超えた分の使用量 × 単価160円 / m<sup>3</sup>)

50 m<sup>3</sup>以上の使用については

50 m<sup>3</sup>までの使用料7,200円 + (超えた分の使用量 × 単価180円 / m<sup>3</sup>)

100 m<sup>3</sup>以上の使用については

100 m<sup>3</sup>までの使用料16,200円 + (超えた分の使用量 × 単価200円 / m<sup>3</sup>)

以上の使用料に5%の消費税が加算されます。

50 m<sup>3</sup>までの使用料は次のとおりです。（消費税含む）

汚水量(m <sup>3</sup> )	使用料(円)	汚水量(m <sup>3</sup> )	使用料(円)	汚水量(m <sup>3</sup> )	使用料(円)	汚水量(m <sup>3</sup> )	使用料(円)
0～6	1,155						
7～10	1,260						
11	1,407	21	2,877	31	4,368	41	6,048
12	1,554	22	3,024	32	4,536	42	6,216
13	1,701	23	3,171	33	4,704	43	6,384
14	1,848	24	3,318	34	4,872	44	6,552
15	1,995	25	3,465	35	5,040	45	6,720
16	2,142	26	3,612	36	5,208	46	6,888
17	2,289	27	3,759	37	5,376	47	7,056
18	2,436	28	3,906	38	5,544	48	7,224
19	2,583	29	4,053	39	5,712	49	7,392
20	2,730	30	4,200	40	5,880	50	7,560

上下水道使用料のお支払は便利な口座振替をご利用ください。(手続は次の窓口で受付けます。)

取引金融機関：熊本中央信用金庫、肥後銀行、郵便局、JAたまな

▼問い合わせ 下水道課(☎3515)

# 国民年金 コーナー

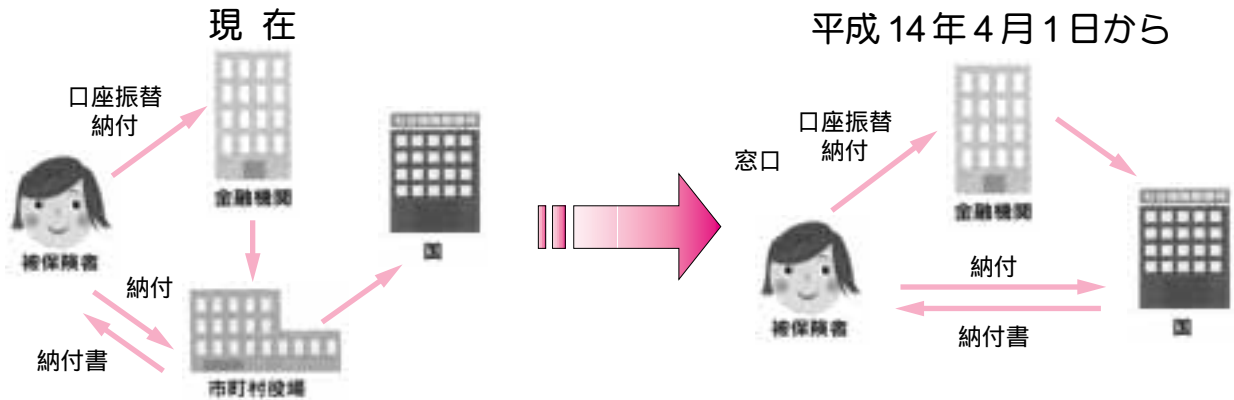
平成14年4月1日から

## 国民年金

の手続き方法が、次のとおり大きく変わります！

### 国民年金保険料の納め方が変わります！

現在、町へ納めていただいています国民年金保険料が、4月1日以降は国(社会保険庁)から納付書が送付され、金融機関・郵便局などを通じて、直接国に納めることになります。



### 国民年金保険料は口座振替が便利です！

申込用紙は金融機関及び郵便局の窓口にあります。



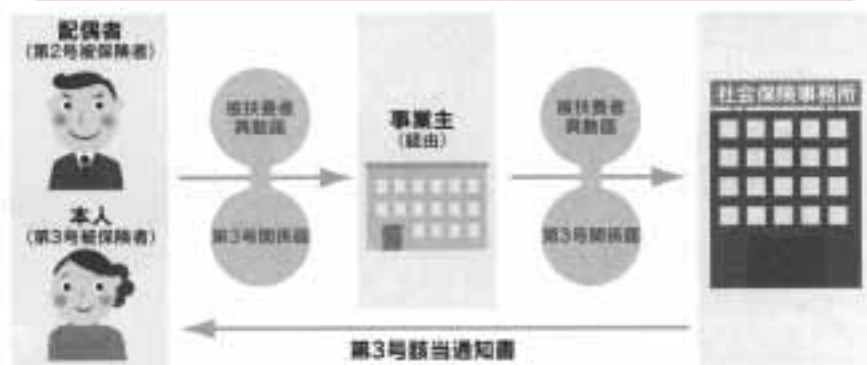
### 第3号被保険者の届け先が変わります！

現在、町に届出いただいている第3号被保険者に関する届書は、4月1日から配偶者(第2号被保険者)の勤める事業所の事業主や共済組合を通じて、社会保険事務所に届出する必要があります。

### 第3号被保険者とは・・・

第2号被保険者(厚生年金・共済組合に加入している人)に扶養されている配偶者をいいます。保険料は配偶者の加入する年金制度全体で負担していますので、個人での負担はありませんが、届出が必要です。

### 第3号被保険者関係届書の流れ



被扶養配偶者になったとき、健康保険の届出だけで、つい国民年金の届出は忘れがちなものですが、被扶養者異動届と一緒に届け出ること、届出もれがなくなります。

ただし、20歳以前に健康保険の被扶養者に

なっている配偶者の方は、20歳になって、初めて国民年金に加入する事となりますので、20歳になったら、事業主を通じて第3号該当届を社会保険事務所に提出してください。

❑問い合わせ 住民環境課(内線134)

# 漏水 ~あなたのお宅は大丈夫ですか?~

日常生活において大切な上水道ですが、長い間の使用で、まれに漏水していることがあります。最近では「温水(太陽熱含む)ボイラーの故障による漏水」も大変増えています。

漏水している場合、使用水量の増加となり、余計な料金を負担することになります。

水道メーターから家屋側に関しては各個人での管理となっていますので、日頃からの注意が必要です。

検針表(使用水量等のお知らせ)で「普段と変わりなく使っているのに使用水量が増えた」と思われた場合は、次の方法で漏水しているかどうかの確認ができます。

## 〈簡単にできる漏水チェック方法〉

家屋内外の水道を全部止める(蛇口を閉める)、メーターボックスを開き、水道メーターのパイロット(右図参照)を確認する。

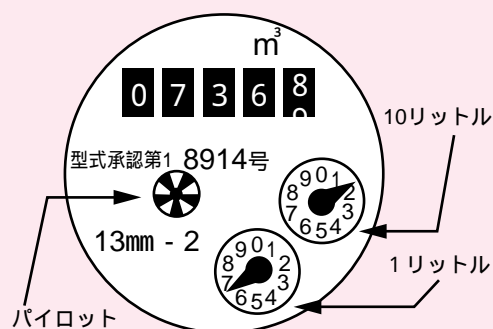
パイロットが回っている場合、

**漏水の可能性ががあります!**

漏水などで修理をする場合は、最寄りの長洲町水道事業指定工事業者へ依頼してください。

なお、漏水以外でも、何か「おかしい」と思われましたら、水道課まで連絡ください。

❑問い合わせ 水道課( ☎0126 )



上下水道料金のお支払いは、口座振替が手軽で大変便利です。

各金融機関(熊本中央信用金庫・肥後銀行・郵便局・JAたまな)で直接手続きできます。  
ぜひご利用ください。

## 大型車両通行のお願い

現在、県事業として浦川河川改修事業による、浦川に架るJR橋(出町区内)の改築工事が施工されています。

この工事により、図のようなルートによる大型車両の資機材等の搬入が行われます。

工事期間中、周辺住民の皆様には大変ご迷惑をおか

けすると思いますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今回の工事は、本体工事施行前の仮設工事であり、引き続き本体工事に着手される予定です。

本体工事についての詳細が分かり次第お知らせします。

工事箇所及び車両進入ルート



○工事箇所    車両進入ルート

❑車両通行期間 6月18日(火)まで

❑車両通行時間 午前9時~午後4時

(トレーラーなど特に大型の車両については、早朝または深夜の通行があります)

❑問い合わせ

県玉名地域振興局土木部工務課治水港湾係( ☎2144 )

株式会社熊谷組長洲作業所( ☎7155 )

建設課(内線243)



# 健康スケジュール



すこやか館 ( ☎ 7515 )

行事	日	時	会場	備考
育児相談	3月26日	13:30~15:00	すこやか館	対象者 乳幼児 持参するもの 母子手帳 お子さんの成長・発達や食生活のことなどの子育て全般に関する相談に、保健婦や栄養士が応じています。お気軽においでください。
母子手帳交付 第2・4水曜	3月27日	受付 9:30~10:00	すこやか館	持参するもの 印かん、みそ汁 交付後、母子手帳や栄養についてのお話を行います。みそ汁は塩分測定を行いますので、汁のみ200cc程持参してください。(10:00~11:00)
3ヵ月健康診査	4月12日	受付 13:30~14:30	すこやか館	対象者 平成13年11月9日~ 平成13年12月31日生まれ 持参するもの 母子手帳 当日都合の悪い方は、事前にすこやか館まで連絡ください。
ポリオ予防接種	4月4日	受付 13:30~14:30	すこやか館	対象者 生後3~90ヵ月未満で、内服がまだ済んでいない乳幼児 接種回数 6週以上の間隔で、2回服用 持参するもの 母子手帳 《注意》 ・下痢がある場合は延期してください。 ・投与前後30分位は飲食を避けてください。 事前に「予防接種と子どもの健康」と「母子健康手帳」をよくお読みになり、来館ください。
	4月11日			
	4月18日			

すこやか館のプレイルームは、未就学のお子さんが遊べるように開放しています。いつでもご自由に遊びに来てください。

## 育児サークル「てんとうむしくらぶ」からのお知らせ

毎週火曜日の午前中に、みんなで一緒に楽しく過ごしています。初めて...という方も大歓迎です!

- 3月26日 金魚と鯉の郷で遊ぼう!!  
(金魚と鯉の郷広場)
- 4月2日 さくらの花びらファッションショー!!  
(中道児童公園 雨天時はすこやか館)
- 4月9日 “長かぶと”と鯉のぼりをつくろう!!  
(長洲共同福祉施設)

時間: 午前10時~午前11時30分

☎問い合わせ 代表: 溝口 ( ☎ 2334 )

## インフルエンザ予防接種助成金について

65歳以上の方及び、60~64歳の方で心臓や腎臓、呼吸器に重い病気のある方(身体障害者手帳1級程度)で、インフルエンザの予防接種を受けた方には、予防接種費用の一部として1,500円を限度に1回限りの助成があります。まだ申請されていない方は、医療機関から出された予防接種済報告書及び領収書、印鑑、郵便局以外の本人名義の通帳をお持ちのうえ、すこやか館へ手続きにおいでください。なお、申請締め切りは、平成14年3月29日 までになっています。

☎すこやか館( ☎ 7515 )

## 健康づくり全体集会のお知らせ

現在、各種推進員や、各種団体のリーダーの皆さんが地域の中で様々な活動をされています。その活動内容をお互いに知り、今後の活動への協力や、支援・連携につながることを目的とした健康づくり全体集会を開催します。多数の皆さんの参加をお待ちしています。

☎とき 3月21日

開場午後1時

開会午後1時30分

☎ところ ながす未来館文化ホール

### 内容

講演 テーマ「元気な長洲町をめざして」健康の役割・健康づくりの方法(講師: 日赤熊本健康管理センター所長 小山和作先生)

活動報告 テーマ「長洲町で健康づくりを支える人たちの連携とは」

司会 松野千代子さん  
保健推進員 竹下ヤヨイさん  
読み聞かせボランティア 浦田 明子さん

民生委員 塚野 光代さん  
歯科医師 中村 浩一さん

## 広報の題字を書きました



あ い  
組脇 亜衣さん  
長洲小5年  
西荒神

好きな科目は体育で、特に水泳が好きです。  
今、一輪車を一生懸命練習しています。  
将来は、保育さん(保育士)になりたいです。

## 作陶展のお知らせ

- ◆と き 3月30日 午前9時～午後6時  
3月31日 午前9時～午後4時
- ◆ところ 長洲共同福祉施設  
当日は、作品の販売も行っております。どうぞ足をお運びください。部員全員心待ちしております。
- ◆主 催 九州日立造船(株)陶芸部
- ◆問い合わせ 栗生( ☎ 5 4 2 6 )

## ふるさとの便りを あの人へ!

### ふるさと広報宅配便

「ふるさと広報宅配便」の申し込みを受け付けます。  
『広報ながす』を親戚や知人の方に、ふるさとの便りとして送ってみませんか!

#### ◆送 料

国内 1,920円(160円×12ヵ月)  
国外 郵送料相当額  
毎月1回送付(1日号・15日号)

#### ◆申し込み

3月末日までに送料を添えて企画課(内線231)まで申し込みください。  
なお、4月からも随時受け付けます。



## 高齢者スポーツ教室参加者募集!

町内在住の60歳以上の方を対象とした「高齢者スポーツ教室」を開催します。

### グラウンドゴルフ



- ◆と き 毎月第2・4火曜日 午前9時30分～  
(雨天時やグラウンド状態が悪い時は中止)
- ◆ところ 総合スポーツセンターグラウンド

### ビーチボールバレー



- ◆と き 毎週水曜日 午前10時～
- ◆ところ 総合スポーツセンター体育館



### レクリエーション(民謡)



- ◆と き 毎月第2・4金曜日 午前10時～
- ◆指導者 嶋田田鶴子さん・西林千枝さん  
西辻千代子さん・北野サチヨさん
- ◆ところ 総合スポーツセンター体育館

◆年会費 各教室とも1,000円  
(スポーツ安全保険加入は別途)

◆申し込み・問い合わせ 4月12日(金)までに  
申込用紙と年会費を添えて、町総合スポーツセンター( ☎ 4 7 7 7 )まで

## 下水道受益者負担金の納期について

今月は下水道受益者負担金の第4期納期月です。  
納期限は4月1日(月)です。納期限内に役場内の指定金融機関窓口または、最寄りの金融機関で納めてください。

なお、口座振替日は4月1日(月)です。  
下水道課( ☎ 3 5 1 5 )



## 休日在宅医



月 日	在 宅 医	☎
3月17日	坂田内科医院(岱明町)	66-8600
21日	池本内科医院(上町)	78-0527
24日	棚瀬医院(岱明町)	57-0103
31日	多田隈医院(向野)	78-3011

診療時間は、原則として午前9時から午後5時までです。

